

# 平成 27 年国勢調査の概要

## 1 調査の目的

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の時期

平成 27 年国勢調査は、平成 27 年 10 月 1 日午前零時現在によって行われた。

## 3 調査の根拠法令

平成 27 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施された。

また、国勢調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める、国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）、国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）及び国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）に基づく。

## 4 調査の地域

平成 27 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- ・ 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- ・ 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

## 5 調査の対象

平成 27 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行われた。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

1. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
2. 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅
3. 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査する。

4. 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
5. 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## 6 調査事項

平成 27 年国勢調査では、次に掲げる 17 項目について調査した。

世帯員に関する事項

- (1) 氏名 (2) 男女の別 (3) 出生の年月 (4) 世帯主との続柄 (5) 配偶の関係
- (6) 国籍 (7) 現住居での居住期間 (8) 5 年前の住居の所在地 (9) 就業状態
- (10) 所属の事業所の名称及び事業の種類 (11) 仕事の種類 (12) 従業上の地位
- (13) 従業地又は通学地

世帯に関する事項

- (1) 世帯の種類 (2) 世帯員の数 (3) 住居の種類 (4) 住宅の建て方

## 7 調査の方法

平成 27 年国勢調査は、総務省統計局 - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員の流れにより行った。

調査は、調査員又は調査員事務を受託した事業者（以下「調査員等」という。）が、下記の方法により行った。

1. 調査員等は、担当する地域の全ての世帯にインターネット回答の利用案内を配布する。世帯は、9 月 10 日～20 日の期間にインターネット回答を行う。
2. その後、調査員等はインターネット回答のなかった世帯に調査票等を配布する。世帯は、記入した調査票をそのまま調査員等に提出するか、又は郵送により提出することにより回答を行う。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、調査員等が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の 3 項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

## 8 集計の方法

国に集められた調査票は、データ入力、産業分類符号などの符号付けをした後、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し、必要な補足訂正を行った上で結果表として集計する。

## 9 集計結果の公表

集計結果の公表については、平成27年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧のとおり。

平成27年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集計区分	集計内容	産業分類	職業分類	集計対象	表章地域	全国結果の公表日 ( )は名古屋市分取りまとめ公表日	結果の公表及び提供の方法
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成28年2月26日 (平成28年2月15日)	インターネットを利用する方法等によって公表。 人口は公表日に官報を公示。
	抽出速報集計	小分類	小分類	約1/100	全国, 都道府県, 人口20万以上の市	平成28年6月29日	インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
基本集計	人口等基本集計	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成28年10月26日 (平成28年11月28日)	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。 人口等基本集計の人口及び世帯数(確定人口・世帯数)は公表後に官報に公示。
	就業状態等基本集計	大分類	大分類			平成29年4月26日 (平成29年7月20日)	集計が完了した都道府県から順次、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
	世帯構造等基本集計	大分類	大分類			平成29年9月27日 (平成29年11月30日)	集計が完了した都道府県から順次、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
抽出詳細集計	就業者の産業・職業小分類別構成等に関する詳細な結果	小分類	小分類	抽出	全国, 都道府県, 市区町村	平成29年12月13日 (平成30年2月28日)	集計が完了した都道府県から順次、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	大分類	大分類	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成29年6月28日 (平成29年8月21日)	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
	従業地・通学地による抽出詳細集計	中分類	中分類	抽出	全国, 都道府県, 人口10万以上の市	平成29年12月13日 (平成30年2月28日)	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成29年1月27日 (平成29年3月13日)	同上
	移動人口の就業状態等集計	大分類	大分類		全国, 都道府県, 市区町村	平成29年7月25日 (平成29年9月13日)	
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	—	—	全数	町丁・字等, 基本単位区, 地域メッシュ	平成29年1月27日	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。
	就業状態等基本集計に関する集計	大分類	大分類			平成29年5月30日	
	世帯構造等基本集計に関する集計	—	—			平成29年11月15日	
	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	—	—			平成29年11月15日	
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	—	—			平成29年5月30日	

1) 「産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。

2) 「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。